

第八項 探題今川了俊と松浦党

今川了俊、九州探題として九州に下る

(北朝) 応安元年(南朝・正平二三年一三六八)、彦島の海戦に敗れたとはいえ、菊池の勢力は、その後も強く、少弐氏はじめ決起した將軍方の勢力もつきつぎと撃破されるありさまで、將軍方の勢力の伸張は容易ではなかった。將軍義満は応安四年(南朝・建徳二一年一三七二)今川貞世(了俊)を九州探題に任じ、九州の失地回復を図ることとした。

了俊は同年十月初旬、赤間の関にて九州方の武家と連絡をとり、九州に上陸することにした。了俊が九州の武士に參軍を呼びかけた催促状が『有浦文書』などにある。

〔『斑島文書』〕

〔今川了俊感状〕

「凶徒対(退) 治の事。別して忠節を致されるの条、感悦する所也。弥軍忠に抽んでらるべきの状件の如し。

応安四年(一三七二) 七月廿二日 沙弥(今川了俊) (花押)

斑島女地頭殿

〔『有浦文書』〕

〔今川了俊軍勢催促状写〕

「九州凶徒対(退) 治の事。仰せ付けられるの間、すでに発向する所也。早く御方に馳せ参り、忠節を致されるべきの状件の如し。

応安四年十月三日 沙弥(了俊) (花押)

有浦三郎(祝)殿

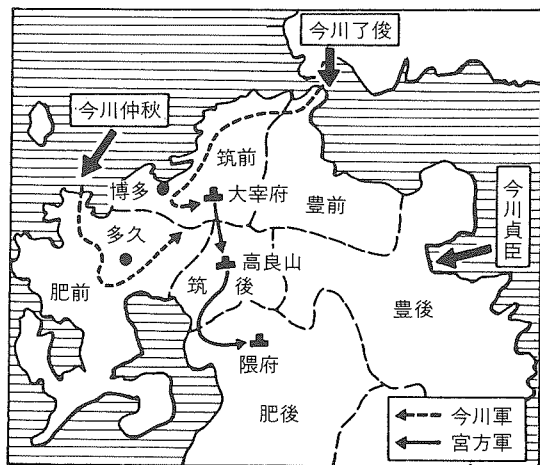
このほか、有浦祝の所従と思われる有浦任の長田次郎四郎、長田小三郎、柚崎彦三郎などにも九州上陸以前に感状を出して參軍を催促し、万全の準備をしていた。

今川仲秋、

呼子に上陸

了俊は長子を豊後の大友氏に派遣し、舎弟今川仲秋(頼泰)を同年十一月十九日、呼子に上陸させた。呼子は佐志祝の所領地であり、祝は以前から將軍方と密接な連絡をとっていた最も頼りになる有力武将であったため呼子が上陸地と選ばれたことだろう。

呼子上陸に際して了俊の參軍の呼びかけに參集した武將として『北肥戦誌』には、下松浦丹後権守勝・平戸肥前守直・伊万里中務大輔貞・山代遠江守栄・高木肥前守家直・多久上野守宗国・馬渡美濃守経俊・後藤治部少輔資明・竜造寺若狭守家治・深堀掃部助時広・安富下総守直安・綾部新次郎・江上四郎・於保弥五郎など、上・下松浦党一族はじめ肥前国の將軍方將士の大多数が參集したと記し、呼子で軍を組織した仲秋は金屋・相知・小侍・女山で馳せ參ずる將兵を輩下に入れ、大宰少弐冬資も駆けつけて、同年十二月十五日には宮方(菊池)の塚崎(武雄)の後藤光明を攻めるほどにもなった。



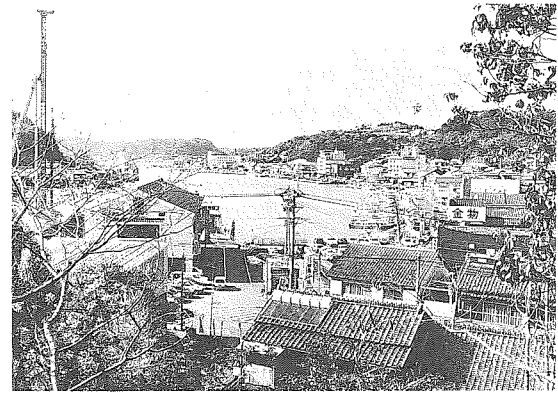
今川了俊進攻図 (『肥前多久氏の事』より)

仲秋が軍を集めた金屋は現在の唐津市十人町の金谷地区と思われる。当時金屋には上松浦一族の会所があったことが『有浦文書』（北朝）永徳三年（南朝・弘和三）一三八三）七月一日付佐志学・留連署の寺田あて文書と、同年三月十七日付佐志長ら署名の斑島四郎あての文書でわかる。

（北朝）応安五年（南朝・文中元）一三七二）仲秋は肥前国の宮方（菊池）の將と再三戦いを交え、日月とともに勢力を伸ばし、九州各所の將軍方武將との連絡を密にしながら菊池方を一歩一歩押しこめ、同年秋には大宰府の奪還に成功した。

応安七年（文中三）一三七四）將軍義満は宮島參拜を名目に大軍を動員して中国に向かい參拜を済ましたのち、周防で大内義弘と会い、また探題今川了俊も招集して早急に九州鎮庄を命ずるとともに、自らも九州に向かおうとした。しかし、暴風雨でその途上で引き返した。『北肥戦誌』は義満自身大宰府に入ったと記している。

これに対し菊池武光の跡を継いだ菊池武政は四万の宮方の軍を率いて長門国に出向き、義満軍を要撃した。將軍が動員した兵は十万騎といわれ、同年四月二十六日、兩軍は長門関戸で合戦し、この戦いに菊池軍は勝利をおさめた。しかし、豊後で將軍方の四国勢を迎え撃とうと構えていた菊池軍中の南九州の島津、伊東が寝返って菊池を討つたため、菊池は敗退し、征西宮の本拠地大宰府は奪われ、このため、菊池は総崩れとなって筑後の高良



今川仲秋が上陸した呼子港

山まで退いた。このありさまを知った九州の武將は続々と宮方から將軍方に寝返りをうち、菊池は再度肥後一國に閉じ込められる状態となった。同年十一月、高良山の菊池軍は周囲の諸城を落とされ、將軍方に囲まれて全滅寸前となったが、全国静謐せいひつを願う將軍義満の勸告で抵抗をやめ、肥後國に征西宮と共に帰国した。このため九州では南朝方と將軍方との戦いは終わることになった。

少貳冬資、探題今川了俊に反抗を示す
このようにして九州に平和がもどったが、鎌倉時代から大宰少貳として九州唯一の武門を誇ってきた少貳家の当主冬資にとって、義満の仕打ちはあまりにも冷たいものであった。

義満は冬資に対し、伝来の豊前國の守護職を解き、これまで持っていた肥前國守護も奪い、わずか東肥前の一部の所領だけを与えた。筑後國守護職は与えられたが、筑後國は菊池、大友、少貳三家の草刈り場的存在であり、彼にとっては踏んだり蹴けつたり仕打ちであった。このため冬資は義満の代官である九州探題今川了俊の輩下となるのをいさぎよしとせず、肥後國の征西宮に使いを出し、宮の令旨を受け、菊池と同盟を結び、探題討伐の兵を筑後にあげた。菊池氏としても好んで探題に下ったわけではなかったので、肥後に帰って軍勢を立て直すと再び探題に反抗した。探題今川了俊は菊池を徹底的にたたかため、（北朝）永和元年（南朝）天授元年一三七五七月、菊池が守る肥後水島城を攻めるため、その対岸日岡に布陣して島津、大友の軍を招き、少貳冬資の參陣を促した。しかし、冬資は了俊の催促に応ぜず、島津氏久のすすめで八月二十六日に日岡につくありさまであった。冬資の逆心を知った了俊は酒宴にことよせ冬資を殺害したため、これを怒った島津氏久は「九州の守護面目を失へり」と兵を率いて直ちに薩摩に帰り、大友氏経も豊後に引き揚げてしまった。

このため了俊は菊池軍に散々に破られ、武雄（塚崎）の後藤一族らに守られて杵島郡山内村の住吉城に逃げ帰り、今川仲秋に従って日岡陣に在った上松浦一族も命からがら所領地に引きあげた。

九州を三分する守護勢力島津、大友、少弐一族すべてが了俊方と離反したため、了俊は住吉城から將軍義満に書をおくり援軍を求めた。これに対し永和元年（一三七五）暮れ、義満は「永和二年二月までに世嗣義持を差し向ける」旨の返書を出した。（『斑島文書』「兵庫頭氏量から佐志藏人あての永和二年二月七日書状」）

了俊勢力を回復し、菊池・少弐両者を討つ

公然と反旗を翻した少弐一族に対し探題今川了俊は住吉城で軍勢をたてなおし、少弐撃滅と菊池制圧の二面作戦に東奔西走する日々が続くことになった。永和元年（南朝・天授元）一三七五十二月、筑後妙見城を陥落させ、永和二年、少弐の一族大宰越後守頼澄の

立てこもる筑前有知山城を周防の大内義弘や大友親世などの協力を得て力戦奮闘のすえ奪取した。少弐頼澄は一族の多くを失い城中を逃れ、しばらくは肥前に隠れすむありさまであった。

永和三年、了俊は菊池に味方する筑後の諸城を攻め落した。逃げる菊池勢を追って筑後国板井原に陣を敷き、肥後の城を攻めた。この戦鬪に佐志祝らの上松浦一族も下松浦一族と共に今川仲秋に従って転戦していた。

波多下野守広、再

び降伏す。佐志祝、

耳納山に戦死す

永和元年、水島の戦い後、宮方に寝返った波多下野守広は上松浦一族を離れ菊池方として行動し、その一派の波多助三郎は肥前大川野に立てこもって抵抗をした。また上松浦一族は今川了俊に従って同年九月、脊振山麓（さかふるさん）で菊池方と戦っているが、この菊池方は波多下野守広のようだ。この戦いに敗れた波多広はその後波多氏の所領で菊池と連絡の取りやすい筑後

三池甘木に立てこもったものと思われる。

しかし、周囲の情勢は今川了俊の筑後制圧で波多広にとっては不利となり、永和三年（南朝・天授三）一三七七には今川了俊に降参を申し出て許され、波多村の私領を安堵された。

永和四年七月、探題今川了俊はだんだん勢力を増す菊池軍を討つため肥後に出陣し、肥後詫間原に布陣した。

これに対し菊池の当主武朝は五条良遠・木屋弾正ら筑後にいた宮方を筑後耳納山に拠らせ、了俊軍の後方を攪乱させようとした。了俊は息子の今川義範に上下松浦一族をつけて耳納山を攻めさせたが、宮方の守りは堅く、上松浦一族の首領波多祝は戦死した。

祝戦死後、佐志村、波多村地頭職のほか波多祝の権利はすべて息女千代寿女に譲られたが、將軍方に降伏した

波多下野守広の子息下野守武は波多村の地頭職の継承や各地の所領の所有を主張し、実力を以って支配を続けた。これに対し千代寿女は一族一揆の同意を得て祝の継承者たることを主張し続け、上松浦一族の間には継承権をめぐる争論が長く続いた。

南北朝戦乱終わ

り、探題今川了

俊九州を去る

戦乱は終わりとなった。

その後菊池方と探題方の間には北朝年号が康暦・永徳・至徳・嘉慶・康応・明德と変っても戦鬪が絶えず、南北朝全体後の応永元年（一三九四）幕府は周防の大内義弘に菊池討伐の援助を命じた。大内軍は詫間原で大敗したが、結局、同年四月、大友親世の謀略で菊池武朝は將軍方に立ち向かう力を失うほどの大敗北を受け、大友に降伏し建武以来の南朝、北朝の九州における戦乱は終わりとなった。

（北朝）応安四年（南朝・建徳一）一三七二今川了俊が九州探題として九州に上陸して以来、中央の情勢は刻々と複雑に変化し、（北朝）明德三年（南朝・元中九）一三九二南朝の後龜山天皇は京都に還御あつて神器を北朝の

後小松天皇に譲られ、建武以来の二統両立の七十余年に及ぶ事態は終わり、全国統一をなしたとげた三代將軍義満も応永元年十二月には將軍職を義持に譲り、幕府体制は新たな段階に入ることとなった。

応永二年（一三九五）今川了俊は九州探題を突然解任され九州を去ることになった。了俊の解任については、そのころ幕府で発言権を増してきた周防の大内義弘の讒言によるものといわれている。探題として二十五年の長期

にわたり戦功著しいものがあつたが、同年七月命を受け同年十二月肥前国を出て京都に向つた。

第九項 南北朝期における佐志氏の動向と松浦党一揆

上松浦の松浦一族
の首領は佐志氏

南北朝時代、上松浦で活躍したものととして、佐志、斑島、波多、石志、相知、神田、草野の各氏をあげることができる。その中で、佐志氏は上松浦の首領として活躍したが、戦国期になると波多氏の幕下となり、その活躍は人の記憶から忘れ去られてしまい、わずかに『有浦文書』にだけ、佐志氏を知る手がかりが残されているにすぎない。

ここに『有浦文書』を手がかりにして佐志氏周辺の動きを記してみると――。

佐志氏の元寇時における活躍は目覚ましいものがあつた。時の当主佐志房親子四人は共に戦死し、佐志本家は三男勇の氏女（字久曾）に継承された。この時代は弘安の役で元軍を撃退したとはいえ、再度襲来のおそれがあり、九州沿岸の警固が続けられていたため、佐志氏は女地頭に代わって、扇、来の兄弟、来の子拳（佐志四郎・法名浄寛）が後見役として佐志家を取りまとめていた。

南北朝の発端ともなった元弘（二三三二）の動乱期には佐志本家を継承していたのは佐志次郎勤であつた。勤は童名を久曾丸と称し、佐志村総地頭として佐志氏を代表し、（北朝）観応三年（南朝・正平七）一三五二）まで生存していたことが『河上神社文書』の「沙弥道意去状」によつて確かめられている。

佐志氏が支配した佐志村は現在の唐津市佐志地区だけでなく上場四カ町に及ぶ広大な地域であつたことは、佐志勤が（北朝）康永元年（南朝・興国三）一三四二）十一月七日付の七人の子女と女房に与えた譲り状で知ることが

できる。（『有浦文書』）

康永元年は探題一色道猷（範氏）が上、下松浦党を率いて筑後竹井城の菊池武茂を撃破した前年で、出陣の不測の事態に備えて譲り状を与えたものであろう。それによると、

〔嫡子源次郎成へ〕

「佐志村田畠山野等地頭職保志賀（肥前町星賀）村田畠在家および

保志賀の海夫。肥前国三重屋庄の田畑半分、筑後国上妻庄忠見名

地頭職

〔次男披へ〕

「佐志村内有浦、今里・佐古・力石村・中木場村・長倉村・諸浦

村（玄海町有浦地区）保志賀浦（肥前町）海夫二隻・三重屋庄田地屋

敷八分一

〔三男六郎湛へ〕

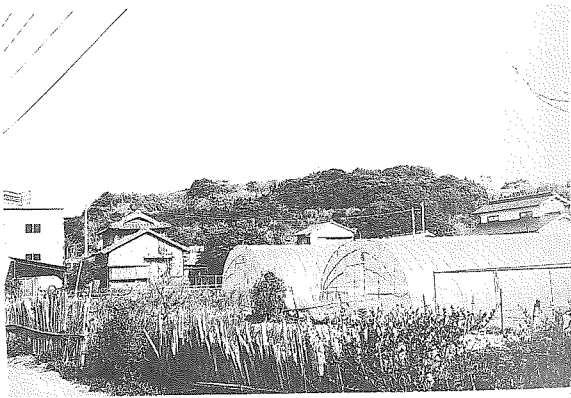
「佐志村内浦河内（唐津市浦地区）から菖蒲（鎮西町）境まで、呼子道沿いの田畠。三重屋庄田畠八分の一

〔四男彦熊丸（糺）へ〕

「佐志村内大浦・中浦（肥前町）。三重屋庄田畠八分の一

〔五男万寿丸（持）へ〕

「佐志村内新木場・高串・寺浦（肥前町）、田代（玄海町）、見留賀志（唐津市）一町六反と屋敷・三重屋庄内田屋



佐志氏の居城だった浜田城跡（唐津市佐志）

敷八分の一」

〔宝寿丸（学）へ〕

「佐志村内満越・寒水・黒崎上倉（肥前町）・三重屋庄田地八分の一」

〔女子姫寿へ〕

「佐志村内波井田村（鎮西町打上早田）佐野木田島在家山野・加倉の山野・くひのまほし（びわのくび・丸田）の田・打おり木から石室の田・三留加志（唐津市見借）の五反。石田（玄海町）海夫助次郎一類。値賀村内田地屋敷」

〔女房所へ〕

「佐志村内入野村田島屋敷。梨河内村（唐津市梨川内）の田島屋敷」

これらの譲り状により佐志本家の所領は呼子・名護屋・塩鶴・湊地区を除く上松浦全域と唐津市の一部に及んでいたことがわかり、佐志本家は、康永年間（一二三二—）次の諸氏と境を接していたと思われる。

鞆（大友・小友・呼子）・加部島は石志氏領、名古屋（鎮西町名護屋）は名護屋（武藤）氏領、神田（唐津氏神田）

は神田氏領、湯野浦・波多津浦は伊万里氏、唐ノ川・成淵は鴨打氏領、千々賀は千々賀氏領、塩津留・赤木・菖蒲は佐志分家熊太丸の後裔領と推定される。

この佐志氏の所領については、これよりさきの、

○文永三年（一二六六）七月二十九日付佐志四郎左衛門尉房から二男乙鶴（留）への佐志村内塩津留・神崎・鞆田などの譲状。

○建治三年（一二七七）十月二十四日付、佐志熊太丸に対し、留の遺領への濫妨停止を命じた少式経資の施行状。

注 濫妨 中世、正当な理由なしに他人の所領知行を妨害すること。

○弘安二年（一二七九）十月十八日付、佐志一族の留の遺領相論に対し、熊太丸（房の嫡男直の嫡子定）に裁定した相模守朝臣（北条時定）の裁許状。

注 相論 土地に対して各々権利を主張しあうこと。

○同年同月同日付、熊太丸と字久曾の佐志村地頭職相論に対し、字久曾を地頭職に裁定した北条時宗の裁許状。

○弘安七年（一二八四）十月三十日付、佐志村女地頭に対し、筑後国上妻庄忠見名の替え地として肥前国吉田村を与えた北条時宗の安堵状。

○正応四年（一二九一）四月二十六日付、相模守平朝臣（北条宣時）の佐志四郎来に対する佐志村地頭職に対する裁許状。

などによって、佐志勤が継承以前に庶子家に譲り与えられていることがわかる。（514ページ参照）

鎌倉・南北朝時代

の佐志氏の系譜

これらの文書によると佐志源次郎扇時代の寛元二年（一二四四）の佐志氏の所領は松浦東郷と西郷佐志村であり、扇には嫡子黒二郎があったが夭死したので、その子弥鶴に所領の一部を与えたが扇の言うことを聞かなかつたから取り返して房に佐志村内の所領を譲っている。

この時松浦東郷については触れていないので、誰に譲られたかは明らかでない。

房には嫡男直・次男留・三男勇（幼名生子）があったが、文永十一年（一二七四）の元寇の役に親子四人出陣し共に戦死している。（492ページ参照）

房は文永の役の十五年前の正嘉三年（一二五九）三男生子（勇）に佐志村田島・牧・桑垣・船木山などを譲り、文永三年（一二六六）二男乙鶴（留）に佐志村内塩津留・神崎・鞆田などを譲っている。

文永の役において佐志親子四人が全滅したので、その遺族間に後嗣争いがおきた。直の子熊太丸(定)は「房一期の後には直に佐志村地頭職を与える」との寛元二年(一二四四)付の房の譲り状があったが勇の母妙蓮が隠している幕府に訴え出たことで一族間に訴訟がおき、結局、幕府は弘安二年(一二七九)に、「留の遺領塩津留・神崎・鞆田は熊太丸(定)の所領、佐志村田畠・牧ノ桑垣・船木山等、佐志村地頭職は勇の遺児女子源氏字久曾(佐志)が継承することとする」との北条時宗の裁許により、佐志房の所領地の塩津留地区は本家から分離し、分家佐志定(熊太丸)の所領となった。佐志定について系譜は、『有浦文書系譜』に

房―直[◎](佐志丹後二郎重名)―武(波多下野守)
(熊太丸・御厨修行) ― 広(波多下野守) 勤(佐志将監)

とあるが、松浦源氏の総本家の下松浦の御厨家の系譜を「松浦家世伝」で見ると、

御厨公―清(松浦源二郎)―(御厨執行)―遼(松浦二郎)―直[◎](松浦小次郎・幼名袈沙安丸・丹後守・叙五位御厨執行)―定[◎](一名授・松浦丹後守)―正(初名時・丹後守)

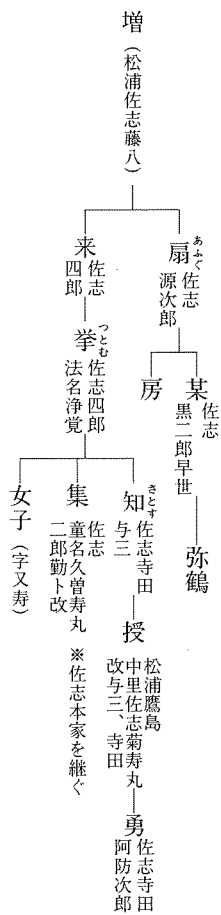
とあり、

両系譜を比較すると、直―定と続く世代が見られ、「御厨執行」は松浦源氏の総本家が代々受け継ぐ役職名であり、それに付随する称号が丹後守である。熊太丸(定)が丹後守を称し、斑島源次郎入道行覚(厚)と下松浦の御厨庄内志佐浦近元名佐々山口田地内四段下地について争論をおこし、元応元年(一二三九)に斑島行覚(厚)が再々訴をおこしている。その文中に「行覚の古敵四郎入道浄覚(佐志)と亡父直(佐志直)は本より内通一躰の仁な

り」とあり、斑島行覚(厚)の訴訟相手の丹後次郎定は佐志分家佐志浄覚(拳)と極めて近い関係にあったことが明らかで、短絡的に考えると佐志房が譲り状を認める以前に佐志二郎直は御厨家と深いかわりあいがあったため、佐志氏の所領の継承の外にあった可能性もある。さらに、『松浦拾風土記』などによれば南朝・正平十七年(北朝・康安二=一三六二)の筑前長者原の戦いに戦死した波多源大夫照のあとを、本宗相神浦松浦丹後守遼の子直を迎えて波多氏を継がせた説などを考え合せると、佐志分家佐志定の御厨修(執)行職は今さらに検討する事項であらう。(第三編第一章第二節第八項中の「佐志房の継承争い」の後段参照)

佐志房の後を継いだ女地頭(字久曾)には後見として分家の佐志四郎来・佐志四郎拳がいて女地頭を補佐したことが『有浦文書』の正応四年(一二九二)四月二十六日付関東御教書案など

で知ることができる。佐志分家佐志四郎の系譜は『有浦文書』には次のように示している。



佐志来家の所領については子佐志拳(法名浄覚)の譲状により松浦西郷佐志村(玄海町佐志地区)などであることがわかる。正和二年(一二三三)□月十日付沙弥(佐志浄覚)の譲状によれば、所領の半分は久曾寿丸(佐志勤)に譲られ、半分と総領職が嫡子与三(佐志知)に譲られ、浄覚が安達騒動の時の恩賞として得た高木郷半分(佐志郡

高木村か)は久曾寿丸に与えている。

この文書によると値賀村の関東御公事(公式の賦課田面積)は十町歩とされて、その納税割は、八町五反が嫡男与三分、残り一町五反が久曾寿丸分となっているので、二人への分譲面積もそれに応じたものであろう。

なお、値賀村の所領に關しては、鎌倉初期に値賀与三健なる者がいたことを『山代文書』で確かめることができ、これが値賀氏の初見であり、『有浦文書』に現われる佐志知、授も与三を称しているので健とは何らかの關係があると思われるが系譜的につなぐことは困難である。また、南北朝時代の『石垣山注進状』に値賀次郎広、値賀三郎穂の名があり、値賀氏一族と推察される。

有浦郷の地名の初見は
佐志勤の讓状にでる

(北朝)康永元年(南朝・興国三)一三四二十一月七日付佐志勤の讓り状によって有浦(玄海町有浦地区)を讓られたのは二男佐志源三郎披である。披への讓り状には有浦地区の地名が詳細に書かれ、所領の境目も明らかにされている。恐らく有浦の地名が文書に現われる最初のもので、その地名を掲げておく。

有浦・今里村・古力石村・久味・中尾・中木場村・長田代村・長倉村・諸浦村・値賀大道・鷹(高江)・屋床(八床)・二艘木・八伊船・一保大道・柳の山・樋の口・松崎・鳥柄の嶋・長里・小崎

第十項 佐志一族の結合

松浦党一揆の芽ばえ

松浦党一族が一致結合して一族の大事に当たった最初は、正治元年(一一九九)源頼朝が死に、新將軍頼家から改めて所領安堵を得るため下松浦一族の清・披・圍・知・重平が一致

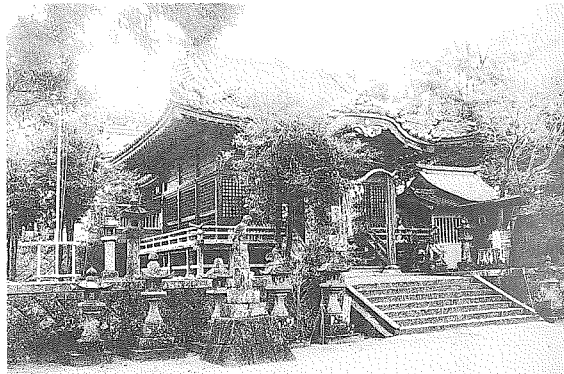
して鎌倉に上り、仰せを蒙っているときである。しかし、その後一族が必ずしも一致して当たってはいないことは『山代文書』の「寛元二年(一二四四)四月二十三日付、山代家の繼承に關する関東裁許状」などに見られるように、証人として呼ばれた一族の者たちはまず自家の利害を優先させたことで知ることができる。

しかし、鎌倉中期の元寇以来、戦場では一致団結の集団によるほかないことを知り、一族大事に際しては結合して事に当たる傾向となり、南北朝の動乱には一族一揆による行動が優先されることになった。

(北朝)康永元年(一三四二)の佐志勤の讓り状は、いずれにも「御公事、御神事は解怠なく勤仕すべきこと。若し一大事出来の時は兄弟一味同心の思いを成し一所に合戦すべきこと」を確認させ、恩賞については各々別々に申すべきことを命じている。

さらに披に対しては披の所領地の宮の神事の鑄流馬を奉納すべきこと、佐志村鎮守若宮・浜田今熊權現・同所八幡宮の神事は嫡男成と共に自ら勤仕することを沙汰している。また値賀村を所領した佐志分家の佐志浄覚の子息与三知・久曾寿丸への讓り状にも今岡權現の神事を怠らぬことを求め、「權現を不法にもてなせば親不忠である」と述べている。

この讓り状に見られる一家の結束は一族の運命をかける一大事、すなわち戦いとなれば郷村、一族と拡大され



佐志寺田与三たちの氏神だった今岡權現を合祭した値賀神社(玄海町下宮)

た結束となつて戦場に臨むこととなつた。

南北朝初期出陣の催促・南北朝時代のさきがけとなつた元弘(二三三)の動乱においては、御家人個人ではな
恩賞も一族あてとなる　く、一族結束しての催促状が出された。

〔石志文書〕

「某催促状」菊池並びに三原の輩誅伐の事」

「一族を相催し軍忠を致すべきの状件の如し。」

建武三年三月三日　在御判

石志五良入道　殿

また恩賞下文にも、

〔有浦文書〕

「下　松浦一族等

早く領知せしめるべきこと。肥後国菊池郡内庶子等分・河内国石河庄の事・右は一族の人を以て、勲功の賞と
なし宛行する也。先例を守り領掌すべきの状件の如し。

建武三年(二三三)三月二十七日」

と、勲功さえ個人でなく一族に与えられている。

さらに、軍忠状案には松浦一族であることを強調するためか、例えば「筑前国松浦一族安恒九郎四郎源定言上」
というようにあらわしており、個人の問題であっても次の文書のような具合である。

〔有浦文書〕

「恩賞不足の段、公方に申せられる由の事。仔細有るべからざるの旨、一族一揆する所に候也。恐々謹言。

曆応二年(二三三)十一月五日　知(花押)

積(花押)

斑島源次殿

とある。

これは斑島源次納が恩賞不足を上申する旨の連絡に対し、一族は評議の上それを了承した旨を一族の代表たる
知・積が斑島源次納に通知したものであり、このころになると戦いに関することはすべて、一族の一揆契約が行
なわれていたことを示すものである。

一族一揆の　次の文書は松浦党の一員として行動した者にとって一族一揆の法がいかに重大であったかを示すも
のである。建武四年(二三三)七月、一色道猷は將軍尊氏の名をもって松浦一族の勲功に対し、肥

法が定まる　前国佐嘉郡安富・河副両庄を一族一揆の法により行賞したが、それに洩れていたので次の目安状を

上申している。

〔青方文書〕「目安」

「肥前国青方孫四郎高直・同舎弟弥三郎高能申す。

同国安富庄配分の事

右、高直・高能は松浦佐志源二郎仰の子息・宇久五郎(法名巨海)の孫也。当庄は即ち恩賞の地として内外戚を
撰ばず、松浦御一族の支配とせらる歟。宜しく分限均分に預かるべき歟。將軍家御下向の最前より当御一族に
従い同参一烈せしめて以来之を領し、菊池凶(徒)攻めの時高直疵を被むり、鳥飼・津留・北野合戦の時高能疵

を被むり、仁木殿御上洛の時、当類一族として供奉上洛を遂げ、鴨河原・宇治軍以下毎度軍忠を致し了んぬ。凡そ、英時追伐の最初より当時在津の今迄、合戦御大事の度毎に御一族を離れ奉らず、随逐し、忠節を抽んで畢んぬ。支配と云い見聞と云い、恩賞は必然なり。早く支配に預かり、向後武勇を成さんがため、目安件の如し。建武四年七月日」

この目安は青方氏が佐志仰の血脈で松浦一族の外戚であり、松浦一族と一緒に戦いに参加している。松浦一族に恩賞があれば青方氏も当然一族として一同の法により恩賞があるべきだと上申したものである。つまり、松浦一族の間には、元弘の当初から戦いに際しては一族一揆が行なわれていたことを現している。

そして、その分配については、「一同の法」があつたことを知ることが出来る。（『松浦文書へ相知文書』）なお一族一同の法によつて松浦一族に勲功の恩賞として与えられた河副庄の配分が『有浦文書』にある。これによれば、松浦一族中の一手三十名が同庄三界名の配分を孔子（籤）で決めていた。

〔『有浦文書』〕
「肥前国河副庄配分松浦一族等交名事」

「一手三界名事」
「老ノ孔子有」

佐志源三郎披 佐志源次郎成 赤木七郎貞跡 藤田源太押
森十郎上 堤彦六昵跡 下津彦三郎番 小田五郎四郎正
中村四松九郎直 西多久次郎前
下津窪源次定 下津孫次郎好跡

神田四郎増 寺寄文次郎

篠原次郎四郎増 藤田小次郎直

「式ノ孔子」

大石又五郎叶 寒水井栗田四郎□（有か） 安良久田源五郎 寒水井彦次郎納跡

「参ノ孔子」

河崎又次郎入嬉浄 吉富太郎広 中串源次照跡 兵庫馬小二郎入道増□（弥か）（以下紙背連署）

「肆ノ孔子」

四松亀寿丸 中野四郎任

「伍ノ孔子」

得永三郎四郎永 西多久弥次郎馮 森弥三郎武

右、孔子配分に就いて件の如し

貞和二年（一三四六）十一月廿六日

以上の文献によつて南北朝時代、松浦一族が一同の法により党一揆を結び行動したことがわかる。

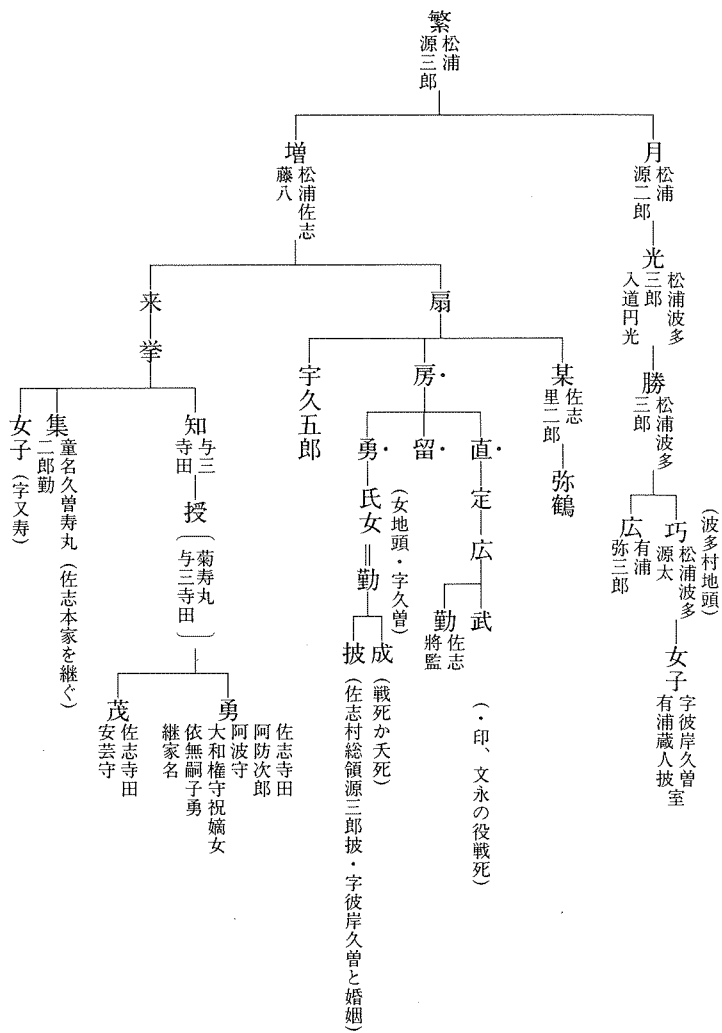
佐志披の波多の統合

佐志源次郎勤は（北朝）康永元年（南朝・興国三〇一三四二）地頭職を嫡子成に譲つたが、成は同貞和二年（一三四六）十一月六日付の『有浦文書』の「肥前国河副庄配分松浦一族等交

名事」以後の文献からは姿を消している。戦死したか天死したものと思われる。この事は『河上神社文書』

同観応三年（南朝・正平七〇一三三三）卯月十八日付の「沙弥道意の去状」から推察される。（去状文面省略）

嫡子成の死去で佐志村総領は二男の源三郎披が継ぐことになった。これよりさき、披は佐志氏と共に上松浦一



撰の一方の旗頭である波多村地頭波多源太巧の長女彼岸久曾と婚姻している。波多村地頭職の系譜については、『有浦文書』の明德四年(一二三三)十一月日付の「波多祝女子源氏代政申状案」によれば、

◎波多村相伝系図

圓光—勝(波多三郎)—巧(源太)—氏女(字彼岸久曾)

となっており、有浦系譜では次頁のようになる。

波多巧には弟があるが嫡女字彼岸久曾を佐志披に嫁がせるとともに波多村地頭も譲っている。このため佐志披は佐志村地頭職のほか妻がもつ波多村地頭職の執行権も得て、強力な武將となった。これに対し波多広は波多村地頭職の継承を主張し波多佐志披家に対し反抗、南北朝期を通じ紛争を続けていた。

この波多広について『有浦文書』の系譜には、次のように記す。

佐志氏

○佐志房—直(佐志二郎)—定(丹後二郎 童名熊太丸 御厨修行)

波多氏

○光三郎 (松浦波多) — 勝三郎 (松浦波多) — 巧 (松浦波多) — 女子 (字彼岸久曾) — 有浦藏人披室

○光三郎 (松浦波多) — 入道円光 — 弥三郎 (有浦) — 源太 (有浦) — 女子 (有浦藏人披室)

※右両氏系図の波多下野守広と有浦弥三郎広は何か関係がありそうである。

第十一項 南北朝期の倭寇・歳遣船・大陸の倭寇

一 朝鮮半島へ倭寇進出

寛平六年（八九四）菅原道真が遣唐使を中止して以来、日本—高麗間の国家貿易は中止されたまま遣唐使廃止後も、このため両国家間の民間貿易まで絶えたものではなかった。日本の商船は高麗国民間貿易続行 王に真き物を奉獻するという進奉形式で日本と高麗を往復していたことが知られている。

高麗国と私的貿易を行っていたのは松浦党一族や玄界灘に面する北九州沿岸の有力者であつて、高麗側は相当の待遇をしていた。しかし、日本と高麗の取り引きは日本の商人にとっては国家の後盾はなく、取り引きに当たっては不利益を受ける場合もあり、紛争もおき、暴力を伴うこともしばしばであった。

朝鮮半島へ 鎌倉初期の倭寇については『高麗史』には「高宗 癸未十年（貞応二年）二月二十五日甲子、倭、金州に寇す」と記し、これが普通倭寇の初めとされ、その後数年間の日本人の海賊行為をのせている。

蒙古軍来襲（文永の役）の五十年前のことだ。この侵寇の原因についてはいろいろ論議されているが、考えられていることは、そのころ日本全土を襲った飢饉が原因とされ、それは長期にわたつたよう、飢えた者たちの食糧を求めにいった行動だとみられている。

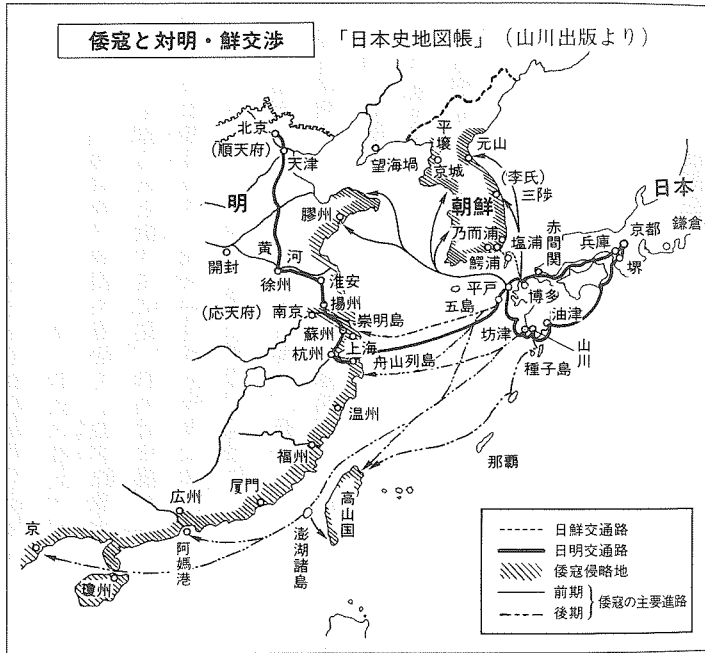
倭寇侵寇は初めころは朝鮮半島沿岸部に限られていたが、しだいに内陸部まで侵すことになり、後には中国大陸沿岸までかすめ回る大海賊集団にも発展していった。歴史家はこの倭寇について、明国との勘合貿易（公認貿易）が始まる前までを「前期倭寇」、勘合船が廃止になつたあとのを「後期倭寇」と区別して取り扱っている。

注 高麗史・朝鮮・高麗期の事跡を書いた史書。

松浦党が倭寇に名を記すのは『明月記』の嘉禄二年（一二二六）十一月十七日のくだりで、「高麗合戦一定云々。鎮西凶徒（号松浦党）数十艘の兵船を構え、彼国の別島（巨濟島）に行きて合戦し、民家を滅亡し、資材を掠め取る。行き向う所に半許り殺害され、その残りは銀器等を盗み取り帰り来る云々」と記している。

注 明月記は鎌倉時代の漢文体日記。藤原定家著。

これに対し、高麗国は使節を送り、日本人の侵寇をとどめるよう嚴重に抗議をした。この抗議に対して大宰府少貳資頼は賊を捕え使節の前で悪徒九十人を斬首したことが『百鍊抄』の安貞元年（一二二七）七月二十一日のくだりに記録されているので日本の官憲が手をこまねいたままではなかつたようだ。



しかし、日本の飢餓状態はいつこうに好転せず貞永元年（一二三二）、肥前国松浦郡鏡社領の住人が高麗を夜討ちする事件が起きた。『吾妻鏡』によれば、

「貞永元年（一二三二）閏九月十七日、甲子、晴、鏡社の住人高麗に渡り夜討ちを企て、数多の珍宝を盗み取り帰朝の間、守護人仔細を尋問せんが為、彼の犯人等を召し捕らんと欲するの処、預所は守護の沙汰を交あうべからずと称する由を張行（主張）するの旨注進に就き、今日沙汰有り、預所の抑留すべきに非ず。交名に任せ早く守護所に召し渡し、乗船並びに贓物の事も同じく沙汰せしむべきの由、隠岐左衛門入道に仰せられる云々」この内容は松浦党が倭寇の首魁であるとの例に引用される記事の一つである。しかし、そのころ人民の盗賊行為は日本人だけでなかった。『高麗史』に「前済州副使盧孝貞・判官李珪が在任中、日本商船が台風のため州境に吹き寄せられた時、綾・絹・銀・珠などの積荷を奪い、有司に告発され、流罪となったことを記している。

注 吾妻鏡 鎌倉後期成立の史書で、わが国最初の武家記録。

元寇以後高麗への侵

寇は敵国攻撃の様相

元寇以後の倭寇の業相は一変し、激烈なものとなった。元は二度の日本遠征に失敗し、第三次の進攻を準備しながらも日本を「不征の国」として日本侵略を断念したが、元はこの意志決定は日本には伝えられず、日本はその後も大陸に対して臨戦態勢を崩してはいか

なかった。実際、南北朝動乱の真ただ中にあつても博多湾周辺の異国警固番は継続されていた。また、元が日本を「不征の国」と宣したことを知ったとはいへ、日本がそれを信用して臨戦態勢を解くわけにはいかなかったことは、正安三年（一二三〇）十一月、薩摩の西方海上に二百余隻の元の軍船が近づき、日本の沿岸住民を驚かせたことからも明らかである。しかし、たまたま大風のため立ち去ったので事なきを得ている。

従って、元寇以後の倭寇の動きは単なる盗賊行為でなく交戦国への出撃をも併せもつたものであり、相手国の組織的抵抗を考えたいうえでの出撃でもあった。

高麗が正面から立ち向かつて倭寇に対処したのは高麗の忠定王二年（一二五〇）からである。このころの日本は南北朝期で南朝の正平五年（一二五〇）、北朝の観応元年に当たる。『高麗史』には「忠定王二年二月、倭、固城・竹林・巨済に寇す。合浦の千戸（軍の階級）崔禪等、倭と戦い、三百余級を斬獲す。倭寇の侵、ここに初る」と初めて倭寇の文字が使われ、倭寇の侵寇が激しくなったことを示している。さらに『高麗史』には倭寇の記事でつづられている。

○同年四月、倭船百艘、順天府に寇し、南京・求礼・靈光・長興府の漕船を劫略（強奪）す。

○六月、倭船二十艘合浦に寇し其の營を焼く、また、固城・順天・長興府に寇す。

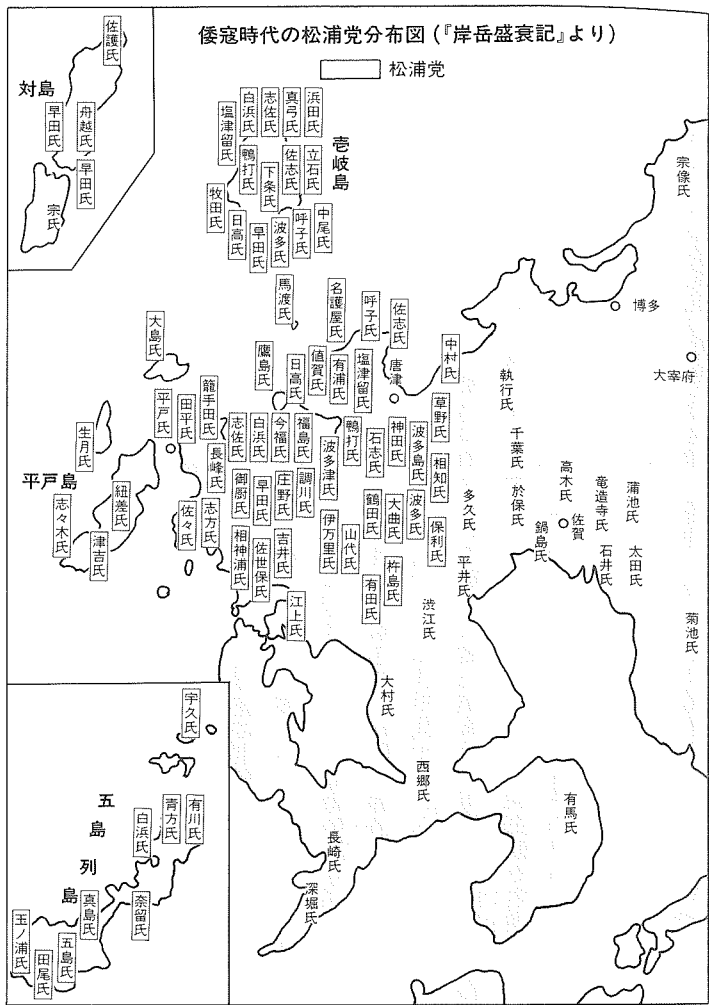
侵寇地は高麗の南沿岸の都市、合浦は元寇以来の高麗海軍の基地であり、漕船は高麗の貢租物を運ぶ公用船であった。この侵寇は高麗の国家権力に対する正面からの挑戦で、単なる海賊のこそ泥棒行為とは考えられないものがあった。特に上記六月の侵寇は二十隻で高麗水軍の兵舎を焼いており、これは戦いになれた武士団の報復的戦闘であった。

以後、倭寇の侵寇は断続しながらも絶えることなく高麗の恭愍王時代から辛禑王の時代にかけては暴威猛烈で、朝鮮半島沿岸には住む人が見当たらないほどになったと『高麗史』は記録している。

倭寇の主力は松浦党ではない

倭寇の実態について日本の記録は極めて少なく、高麗や明国の記録をもとに倭寇は松浦党であるとの説が強調されていた。この根拠として『高麗史』は「三島は倭寇の根元」と記し、三島

を対馬・壹岐・松浦としたことや『海東諸国記』が「肥前州に上下松浦あり、海賊の拠る所、前朝（高麗朝）の季、我が辺に寇する者は松浦の党、壹岐・対馬の人を率いて来る者多し。また五島有り」と記し



初め筑前博多に入っていた。
 いっぱい、上松浦一族は宮裾原の戦いに敗れ肥前から筑前に退き、いったんは道猷の居城姪ノ浜城に入つたが支えきれず、海路草野氏の居城草野城に移り、戦機の転換を待っていた。
 これでは上下両松浦一族が一揆しても倭寇船団を編成することは不可能であらう。また、

たのに影響されたものである。

注 海東諸国記「李氏朝鮮の申叔舟(二四一七―七五)が王命で作った書で、室町時代の日鮮関係を知る貴重な史料。」

対馬・壱岐・松浦沿岸が倭寇の基地や前進港として利用されるのは大陸との地理的關係から否定できないが、数十隻ないし数百隻の船団として玄界灘を渡り、高麗・明の組織した軍事力と戦いをいどめる力は南北朝期の松浦党にはなかったはずであり、この期の倭寇の主力が松浦党であったとは言いがたい。

鎌倉・南北朝期の御家人の動員数は所領地の田数で定まっていた。松浦諸家の所領田数の明らかなのは石志氏の二十余町、伊万里氏の十町、草野氏の三百八十九町余で、その外の諸家の田数は明らかでないので断定はできないが、大番役勤仕員数が草野氏の場合百五十二名となり、草野氏が最大限に動員したとしても動員できる戦闘要員は三百人ほどにしかない。従って他の諸家は単独では玄界灘を乗り切り、大陸に渡り相手軍と太刀打ちのできる戦闘集団編成は不可能であり、上下松浦一族が総動員して、やっと一集団編成が可能ではなかったらうか。また、松浦一族の誰かが首班となり浮浪人を集めて組織したとしても高麗の軍事力に対抗できる集団となれたかどうかは疑問でもある。

そこで、『高麗史』に載る大倭寇と、当時の九州の状況を比較してみると、当時の大倭寇の実態が何であつたか明らかにせらう。

『高麗史』に「倭寇の侵ここに初まる」と記された高麗・忠定王二年、すなわち日本暦(北朝) 観応元年(南朝) 正平五(一三五〇)二月には下松浦一族は一揆して足利直冬の部将今川直貞軍に属し、上松浦一族は探題一色道猷の嫡子直氏に従って、武雄宮裾原で激戦をしている。その後下松浦一族は直冬の主力として各地を転戦して七月

上下松浦党が一揆して参加した建武五年（二三三八）の石垣山合戦の「石垣山合戦松浦一族交名」によっても、その時動員された兵力は老岐・筑前・五島の一族を加えても二百五十余名であるので、現存する交名記録が半分だとしても、動員兵力が五百人をのぼることはまずないだろう。

（北朝）観応元年（二三五〇）は石垣山合戦から十二年後であり、諸家の動員兵力が増強されたとはいえ、所領地を空にすることはありえないし、生産に従事する者も必要とするので、いっぽうで「一所懸命」の所領の存続をかけて戦場に向かい、片方では海外に倭寇として出撃するという余裕はとてなく、『高麗史』の記録のように三百余人の損害を出したとすれば、損害が三分の一だとしても高麗に出撃した員数は九百人を下らないだろうし、従ってこの倭寇は松浦党が主力でなかったことは明らかでありそう。

また、倭寇になりうる者として瀬戸内海の内海が考えられるが、観応元年八月は瀬戸内は未曾有の大暴風に襲われ、沿岸は高潮が打ちよせ、稲作は全滅し、年貢は免除される有様であったため、これとても海外侵略の余力があつたかどうかは疑問である。

『高麗史』初期の倭寇は
肥後・薩摩の武士団か

上述した観応元年は、直冬軍と探題一色軍が北九州で死闘を展開しているときであり、宮方に属していた肥後・薩摩の武士たちは全く兵を動かさず、日向・大隅・薩摩にいたつては小競り合さえ起きていなかったたので、『島津文書』つまり、百隻にも及ぶ船団に数

百人の戦闘員を動員して高麗を襲うことのできるのには宮方の南九州の武士団である可能性が強いとみてよい。

このころの倭寇の高麗への侵略を『高麗史』には次のように記している。
○忠定王三年（日本暦北朝・観応二、南朝・正平六、一三五二）八月、倭船二百艘、紫燕・三本島に寇し蘆舎を焼く。十一月、倭、南海県に寇す。

○恭愍王元年（観応三、正平七、一三五三）三月、捕倭使金暉南、戦艦二十五艘を率い、桐島で倭船二十五艘に遭遇するも交戦に及ばず引き上げる。倭、喬桐、甲山倉を焼き全羅道に侵入する。

○忠定王三年九月、倭船五十艘合浦に寇する。
この年の九月、一色道猷は宮方に降伏し、菊池軍に合流しようと筑後に進出したが、筑後床波で直冬軍に惨敗し、また、十一月には上松浦一族は直冬軍に囲まれた小城の千葉胤泰救援のため晴氣城に駆けつけ激戦を交え、相知秀は負傷をしている。また、恭愍王元年には上松浦一族の一部は尊氏に従って鎌倉に戦い、下松浦一族は足利義詮に従って近畿地区に転戦し、上松浦一族の主力は一色道猷と共に草野城にこもっている。これに反し、兩年とも、南九州は平穩の日が続いているので、高麗倭寇は南九州武士団とみてよさそう。

しかるに、恭愍王二年（北朝・文和二、南朝・正平八、一三五三）には大倭寇の記録はない。それは、この年の二月には、菊池武光は一色軍を筑前針摺原に破り、一色直氏を直撃して小城に閉じ込め、また南九州では尊氏方島津一族と直冬方畠山直顕が日・薩・隅の守護職を争って戦争状態にあつたからであろうか。

○恭愍王三年（文和三年、正平九、一三五四）四月、倭が全羅道を侵し、漕船四十艘を掠める。

この年、北九州で戦いはなく、これに反し肥後、薩摩では五月まで南北両陣営のにらみ合いが続き、六月、九月、戦いが行われている。従って、この年の倭寇は松浦党を含めた北九州の武士団であつたか。

○恭愍王四年（文和四年、正平十、一三五五）四月、倭、全羅道に寇し、漕船二百艘を掠める。
この年の前半北九州は平穩で、南九州では激戦が展開されている。

恭愍王四年四月の倭寇以後同六年二月まで大倭寇の記録はなく、九州では恭愍王四年九月、一色道猷は九州を去り、北九州は平穩で、南九州では同年より三カ月間、畠山一族と島津一族が死闘を続けている。

以上の記録から見て、初期の倭寇は松浦党より、むしろ官方の肥後、薩摩の武士団が主体ではなかったかと思われる。

南朝方制圧
南朝・正平十三年（北朝・延文三＝一三五八）九州の武士はほとんどが官方に降伏し、最後の北朝方の日向の畠山直顕も同年十月には菊池武光の軍門に下り、九州に平和が訪ずれた。すると倭寇は再び激烈となった。

○恭愍王七年（北朝・延文三、南朝・正平一三＝一三五八）三月、倭、角山の成を襲い漕船三百余隻を焼く。五月、倭賊、窄梁に至る。戊申、倭、沔州竜城を侵す。我軍倭と戦い、賊船二艘を獲る。辛亥、倭、喬桐を焚く。京城戒嚴し、坊里の丁を發して戦卒とす。

○恭愍王九年（二三六〇）五月、倭、江華に寇し、禪源・竜藏二寺に入り、三百余人を殺し、米四万余石を掠む。また、倭、喬桐県を焼く。

○恭愍王十二年（二三六三）四月、倭船二百十三艘、喬桐に泊し、京城戒嚴す。

○恭愍王十三年（二三六四）三月、倭船二百艘、葛島に泊す。倭、固城泗州に寇す。倭、また梁山二百余戸を焼く。五月、慶尚道都巡問使金統命、倭三千余を鎮海県に撃ち、倭を大破す。

○恭愍王二十年（二三七二）七月、倭、礼成江に寇し、兵船四十艘を焼く。

○恭愍王二十一年（二三七三）二月から六月、倭、白州・順天・鎮湏倉・江陵府・安辺咸州等に寇し、倉米一万余石を奪う。高麗兵、洪州・陽州に敗れ、王自ら五軍を率いて昇天府に出陣す。

○恭愍王二十二年（二三七三）二月、倭、龜山県に寇す。慶尚道都巡問使、首級数百級を斬り、獲る所の器械を献す。六月、倭船、東西江に集り陽州に寇し漢陽府に至り、盧舎を焼き人民を掠め、数百里騒然たり。京城

大いに震う。

○恭愍王二十三年（二三七四）正月、檢校中郎将李禧上書して曰く「今、倭寇まさに旺なり」と。倭、安州に寇し、又船三百五十艘を以て合浦に入る。高麗の水軍大敗して死する者五千。木尾島・紫燕島・江陵・安州・蜜州等を侵す。京城戒嚴。

○辛禰王元年（二三七五）三月、倭、慶陽県に寇す。楊広道都巡問使韓邦彦戦つて敗績（戦死）す。六月、全羅道元帥金先致、倭の藤経光を誘殺せんと謀る。事経光に洩る。経光その衆を率いて海に浮んで去る。僅かに三人を捕え之を斬る。先致、罪を懼れ詐りて七十余級を斬ると報ず。これまで倭、州郡に寇して人を殺さざるも、是より激怒、入寇する毎に婦女嬰孩を屠殺し遺すなし。全羅、楊広の浜海の州郡蕭然として一空す。

注 藤経光＝藤原経光（『歴史呼子港』に名護屋経光とあり、名

護屋氏の一員か）。

○辛禰王二年（二三七六）三月、倭、晉州に寇す。六月、固城、林州に寇す。七月、倭二十余艘、全羅道元帥官に寇し、また梁山に寇し戦艦を焼き、羅州に火を放ちて剽掠す。

○辛禰王三年（二三七七）正月、倭、会原・窄梁を侵し倉米を奪う。水軍と戦い斬首一千、船五十余艘を焼く。五月、倭、江華より入りて楊広道の浜海の州郡を襲い、兵船五十艘を奪う。京城震駭。九月、倭大いに到る。



韓国慶尚南道釜山港

王、鄧夢周を日本に遣わし禁寇を請う。

○辛禰王四年（一三七八）四月、倭、昇天府に入り、京城を侵さんことを声言す。崔瑩、社稷の存亡此の一戦にありとなし、李成桂、陽伯淵と力を協せ之を破る。

○辛禰王五年（一三七九）五月、倭賊、騎七百、歩二千余、晉州に寇す。また豊州を掠む。日本大内殿義弘、朴居士を遣わし其軍百八十六人来る。倭、又蔚山鷄林府に寇す。

○辛禰王六年（一三八〇）五月、倭賊百余艘、結城共州に寇す。八月、倭賊五百艘、鎮浦口に入り、隊を分ちて岸に登り、州郡に散入す。守兵製する所の大砲を以て倭船を焼く、煙焰天漲ぎる。倭賊海に死する者甚だ多し。死を免れた倭賊は陸行して沃州に走る。三道沿岸の地肅然として一空。九月、李成桂、雲峰に大いに勝つ。

○辛禰王九年（一三八三）五月、海道元帥鄧地四十七艘の戦艦を以て倭船百二十艘を慶尚の沿岸に破る。六月、倭、慶尚道・江陵府・金化県・淮陽府・平康県・安辺府等に寇し、抄掠無人の行くが如し。

○辛禰王十二年（一三八六）七月、日本の霸家台（博多）、高麗人の虜百五十人を還す。

○辛昌王元年（一三八八）五月、倭船八十艘、鎮浦に泊す。鄧地之を撃つて破る。倭三道に寇し秋に至る。

○恭讓王元年（一三八九）二月、慶尚道元帥朴蔵、兵船百艘で対馬を撃ち倭船三百艘及び盧舎を焼く。

○恭讓王二年（一三九〇）五月、日本九州節度使源了俊（九州探題・今川了俊のこと）、周能等を遣わし土物を献ず。

以上が『高麗史』に載る主なる倭寇の記録であるが、この間、九州は南朝方菊池が制圧していて、その菊池の勢いに合わせるように倭寇が激烈を極めていることは、このころの倭寇が南朝方菊池とつながりがあった事を示

している。

辛禰王二年（南朝・天授二「一三七六」）には九州探題に使いをやつて禁寇を求めている。しかし探題は、南朝方菊池に押されて防戦にほんろうされているありさまであったので、その回答は「九州は乱臣割拠して貢賦納まらざるに二十余年に及ぶ。西辺海道の頑民、隙を見て出寇するは我が為す所に非ず。この故に朝廷將を遣わし其地を征討し、兩軍鋒を交え以て相戦う。天に誓つて九州を復し海寇を禁せんことを給す」の回答を得ただけで実効はなかった。

この時の探題は今川了俊で、当時上松浦一族は探題幕下の主力となつており、倭寇にかかわりあいはなかった。この了俊の回答からして倭寇の主力は南朝方征西將軍懷良親王に属していた公算が大きいとみられている。

辛禰王元年（南朝・天授元「一三七五」）六月、降倭藤経光を謀殺しようとしたことが洩れた藤経光の謀殺未遂、高麗禁寇を求む

ことから、その後の倭寇は入寇するたびに住民を殺害するようになったと『高麗史』は記している（前記参照）。このことは、この倭寇と呼ばれる者たちの中にも、高麗民と友好関係にあった者がいたことを示す記事で、以後兩國民の信頼関係は全く断ち切れ、倭寇の高麗への侵寇は目を覆う惨状となつていった。

時がたつとともに高麗の倭寇防衛の効果が見られるようになったが、辛禰王六年（南朝・天授六、李成桂、アキ北朝・康曆一「一三八〇」）八月、鎮浦口に侵入した倭寇の船五百艘を大砲で焼き尽くし、船を捨てバツを撃滅

陸地に上つた倭寇を雲峰で迎撃して全滅させた李成桂の戦功は、高麗軍の士気を高め、倭寇の横行を許さぬ転機となつた。

この雲峰の戦いに英雄となつた李成桂の功をたたえるためか、倭將阿只拔都と李成桂の戦いのありさまが『高

麗史節要』に記されている。

注 阿只拔都「阿只」は朝鮮古語で「少年」を、「拔都」は「暴徒」を意味し、「少年の倭将」といった呼び名である。アキバルトと呼ぶ本もある。

九州のある島で倭寇軍が編成され、その主将に阿只拔都^{アキバルト}が推された。阿只拔都は美丈夫の若き武将であり、高麗への出撃に当たっては緋の鎧・冑^{かぶと}を用い、白馬をさせて真つ先に高麗軍に突入するのが常で、その雄猛ぶりは高麗軍に恐怖を与え、阿只拔都があると聞けば戦わずして退くありきまでであった。しかし、この度の出撃に当たって阿只拔都は出陣をこぼみ続けていたが、全軍のたつての願いを入れて出撃することとなった。鎮浦^{ジンポ}口で兵船を焼討ちされた阿只拔都であったが、それに屈せず、陸地深く高麗に攻め入り雲峰に陣を敷いた。

かねてから、阿只拔都と正攻法で立ち向かつては勝ち味がない事を知っていた李成桂は、攻撃する阿只拔都を雲峰の谷間に引きよせ、弓の名手に矢つぎ早に、阿只拔都の冑^{かぶと}のひもを目がけて矢を放たせ、第一の矢で冑がゆるぐところに第二の矢を放ち、冑の隙間^{すま}の首すじに射当てて阿只拔都を倒すことに成功した。

敵味方から不死身と恐れられた阿只拔都が倒されたのを見た倭寇はたちまち戦意を喪失し、逆に高麗軍は戦意をたかめ、ついに倭寇は総崩れとなり、戦死者の血潮は河となって山野を覆い、雲峰の河川は三日三晩まっ赤に染まり、水を飲むことができないほどになったという。

以後、倭寇の侵入は規模が小さくなり、李成桂は救国の将として名声を高め、その後高麗国に替わって李朝・朝鮮国を成立させることになった。

二 歳遣船交易

朝鮮国成立、

倭寇懐柔策

日本では南北朝合一ができた明徳三年（一三九二）、李成桂は高麗国に替わって朝鮮国を建て国力の充実に力をそそいだ。倭寇^{わこう}に対しても、これまでの武力一点張りばかりでなく、降倭をすすめ、日本に対しても禁寇を求め、通交を許すなどの政策転換を図っていた。太祖三年（日本暦・応永元一三九四）十月には、崔竜蘇を日本に遣わし、九州探題今川了俊の禁寇通好の約束を取り付けることに成功、また、大内義弘が使いを遣わし、倭寇を禁じ、倭寇によって捕虜とされていた朝鮮人を送りどけたことも、倭寇の収束に効果的なものとなった。

太祖七年（応永五一一三九八）正月、朝鮮王宮の宴に日本国使、壱岐、対馬、霸家台（博多）の使人が招かれるなど日本と朝鮮の関係は友好に転じ、定宗元年（応永六一一三九九）五月には足利將軍の使者、大内義弘の使者が朝鮮王に方物^{ほうぶつ}を献じ、捕虜百余名を送還、足利將軍は三島（松浦・壱岐・対馬）の倭賊討伐を約束した。

しかし、大倭寇は朝鮮半島から姿を消したとはいえず、小倭寇は絶えなかった。朝鮮国は降倭には居住を許し、官職をさずけ、また偽倭にも降伏する者は罪を許すなどしたため、倭寇の被害は少なくなっていた。

歳遣船制度はじまる 朝鮮の倭寇対策が、従来の防備強化よりも、倭寇懐柔の平和通交に転換されたことを知った倭寇たちは、捕虜送還を名目にして、朝鮮官憲への交易を求める者が現われるようになった。

『李朝実録』によれば、太祖元年（日本暦・元中九一一三九二）十月、筑前大守大藏忠佳が倭寇の略取した朝鮮人を送還したのを初めとし、倭寇の首魁^{しゅがい}とみられる者たちも次々に捕虜を送還して、その代償を得た。

朝鮮水軍、対馬を襲う

朝鮮国の倭寇対策は成功し倭寇の害が下火になっている時、突如として朝鮮水軍による対馬出撃があった。原因は、中国に向かう倭寇船が忠清道庇仁県に立寄ったことが朝鮮守備隊の誤解を受け戦いを交えることになったため、これが朝鮮王宮に誤って伝えられて、王宮の怒りを買い、

対馬出兵となったのだった。

朝鮮將李從茂らの率いる大船団は対馬・壹岐の倭船が中国へ出船しているすきをねらい応永二十六年（一四一九）六月、対馬を襲い、倭寇の基地と思われる大船越周辺浦湾を放火略奪した。島主宗貞盛は救軍を探題に求め、探題（渋川義俊）は九州の兵船を動員して対馬救援に向かわせた。日本軍は奮戦して朝鮮水軍に大打撃を与えた。朝鮮軍は目的半ばにして巨濟島に引き揚げた。

歳遣船を派遣した松浦党

朝鮮国の対馬出兵は多大な国費をついやし、人民の困苦甚だしかったため倭寇懐柔平和通交策をとることになり、朝鮮と日本の間には再び歳遣船による貿易が続けられることとなった。『海東諸国記』には、この間の歳遣船のことが記されている。松浦党に関係ある者として

次のようにされている。

○上松浦源盛 源盛、丁丑年（長祿元「一四五七」以下、カッコ内は日本暦）使を遣わし来朝す。その書に肥前州上松浦丹後大守源盛と称す。依りて其の書を受け、歳に一船を遣わすべきを約す。小二（少式）殿の管下、麾下に兵を有す。

○神田源徳 丙子（康正二「一四五六」）の年使を遣わして来る。その書に肥前州上松浦神田能登守源徳と称す。国書を受け歳一船を遣わすを約する。

○下松浦源吉 源吉、乙丑の歳（文安二「一四四五」）始めて使を遣わして来朝す。書に肥前州下松浦山城大守源吉とす。すなはち国書を受け、毎歳船一隻の通商を約す。

○波多島源納 源納、乙亥年（康正元「一四五五」）使を遣わし来朝す。書に肥前州上松浦郡波多島源納と称す。国書を受け歳一、二船を遣わすを約す。少式殿管下で波多島に居る。人丁十余に過ぎず。

○波多源泰 戊子の年（応仁二「一四六八」）来朝す。その書に肥前州上松浦波多下野守源泰と称す。宗貞国の請により接待す。その居波多にあり、麾下の兵を有す。

○呼子源義・他 肥前州源義、乙酉の年（寛正六「一四六五」）使を遣わして来朝す。書に呼子壹岐守源義と称す。歳に一、二船を遣わすを約す。少式殿管下で呼子に居る。麾下に兵を有し、呼子殿と称す。同書壹岐の条に小干郷は呼子の代官源実これを主どる。歳に一船を遣わすを約す。その書に上松浦呼子壹岐の州代官牧山帯刀源実と称す。庚寅の年（文明二「一四七〇」）源実の子正、使を遣わして来朝す。書中に去歳六月父官軍の先鋒となり敵陣に死せり。臣家業を継ぐ、乃ち父の例により館待す。

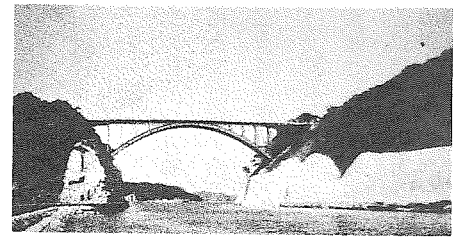
○鴨打源永 源永は丙子の年（康正二「一四五六」）使を遣わして来朝す。書に肥前の上松浦鴨打源永と称す。国書を受け、歳一、二隻を遣わすを約す。少式殿管下で鴨打に居る。麾下に兵あり、鴨打殿と称す。

○宝泉寺源祐位 源祐位は丁丑の年（長祿元「一四五七」）使を遣わし来朝す。書に肥前国上松浦那護野宝泉寺源祐位と称す。歳に一船を遣わすを約す。僧宝泉寺に居る。

○佐志源次郎 源次郎は己丑の年（文明元「一四六九」）使を遣わして来朝す。書に肥前州上松浦佐志源次郎と称す。国書を受け、歳一船を遣わすを約す。少式管下にして、武才を能し麾下に兵を有し、佐志殿と称す。

○志佐源義 源義は乙亥の年（康正元「一四五五」）来朝す。書に、肥前州下松浦壹岐大守志佐源義と称す。歳に一、二船を遣わすを約す。少式殿管下で武才を能し麾下の兵あり、志佐殿と称す。

○藤原頼永 藤原頼永は丙戌の年（文正元「一四六六」）寿蘭書記を遣わして来朝す。書に肥前の州上松浦那久野



対馬浅茅湾大船越。いまは万関橋がかかっている（長崎県下県郡美津島町）

藤原頼永と称す。寿蘭書契礼物を受け、国王に伝うること上に見ゆ。山城の州細川勝氏那久野に居る。(那久野は那古または那古屋とも書く。現在の鎮西町名護屋の古字)

○三栗野源満 源満は丁丑年(長祿元「一四五七」)来朝す。書に肥前の州下松浦三栗野大守源満と称す。歳に一船を遣わすを約す。少式管下に属し麾下の兵あり。三栗屋に居る。

○松林院源重実 同書壱岐島の条に「源重実は丁丑の年、歳に一船を遣わすを約す。書に、上松浦塩津留松林院主源重実と称す」と。

○塩津留源経 同書壱岐島の条に「古仇普夫郷、源経之を主^{つかさ}どる。己丑年(文明元年「一四六九」)凶書を受く。歳船一、二隻遣わすを約す。書に上松浦塩津留助次郎源経と称す」と。

○平戸源義 源義は丙子の年(康正二「一四五六」)始めて使を遣わし来朝す。書に肥前の州平戸寓鎮肥前大守源義と称す。凶書を受け歳に一船を遣わすを約す。小弼弘弟麾下の兵あり。平戸に居る。

○九沙島義永 肥前州義永は丙子年使を遣わして来朝。書に肥前州上松浦九沙島主藤原朝臣筑後守義永と称す。凶書を受け、歳に一船を遣わすを約す。

○田平源弘 小弼弘は丁丑の年(長祿元「一四五七」)使を遣わして来朝し、書して肥前の州田平寓鎮源朝臣彈正小弼弘と称す。歳に一船を遣わすを約す。麾下に兵を有す。

○九沙島藤源次郎 藤源次郎は丙子の年(康正二「一四五六」)使を遣わして来朝し、書して肥前州上松浦九沙島主藤原源次郎と称し歳に一船を遣わすを約す。

○宇久島源勝 源勝は乙亥の年(康正元「一四五五」)使を遣わして来朝す。書に五島宇久の守源勝と称す。凶書を受け、歳に一、二船を遣わすを約す。丁丑年に我が漂流民を送還したれば特に一船を加えしむ。宇久島に居り、五島を統治し、麾下の兵あり。

このほか、小城の千葉介之胤、上松浦多久豊前守源宗伝、大村大守源重俊が使者を遣わしている。なお、歳遣船時代、壱岐は松浦一族の支配下にあつて、呼子・志佐・佐志・鴨打・塩津留の五氏が分割して所領していたことが『海東諸国記』で知ることが出来る。このことは松浦一族が壱岐を根拠地として海外渡航を行っていたことを意味するもので、倭寇に停泊地を提供していたことも考えられる。

壱岐の五氏による統治は次の通りで、当時の壱岐には郷七、水田六百二十町、村落小三、港十四あり、文明四年(一四七二)岸岳城主波多下野守泰^{やすし}の壱岐占拠まで続いた。

呼子領は 志原、池田、田原、深江、西間、簡城、大武庄、川北、印通寺。

志佐領は 可須、新庄、中ノ郷、有安、長峰、大母庄、百次郎、初山、津甫。

佐志領は 惣山方、諸吉、谷江、仁田尾、片山、中山、唐田、湯岳。

鴨打領は 物部、麦谷、船越、渡浦中道、様江、武生水。

塩津留領は 牛方、満津、大浦、黒崎、布気山信、半城。

三 倭寇の大陸侵寇



現在の古里神社の鳥居の銘。「古里山宝泉坊」は宝泉寺の後とみられている(鎮西町名護屋古里)

元寇への報復

元の日本侵寇は日本人の元への敵対心をあおるものであった。倭寇の大陸侵寇は朝鮮半島への侵寇と同時に始まった。『元史成宗本紀』の大徳七年（日本暦・嘉元元年一三〇三）のくだりに、「夏四月丙戌千戸所を置き、定海を守り以て歳に倭船の至るを防ぐ」とある。定海は現在の寧波であり、その後も倭寇が大陸沿岸を侵寇し、元はその対応に忙殺されていたことが記されている。元寇への報復でもあった。

『論倭篇』（呉淵穎著）は倭寇について次のように記している。

「さきに倭人慶元海に航し来りしより鱗鱗干戈矛劍悉く具へざるなし。追うて大洋に至り、且つ戦い且つ却く。風を旋らし涛を鼓し、前後に涵湧し指顧に失す。相去るただ数百のみならず。遂にいかんともするなし。士気を喪い国体を顧らざることこれより大なるなし。徒らに中国の大を以て小夷を侮らる。四方何ぞ仰観を取らんや」

これによると倭寇の動きは神出鬼没で手がつけれなかったようだ。元の末期、元を悩ましたものに倭寇のほか、漢民族の叛乱と暴動があった。反乱者の首魁として現われるのは張士誠、方国珍で、彼らは早くから倭寇と結びつき、江南と国都燕京を結ぶ輸送路をさえぎることに成功していた。中国では古くから「浙江熟すれば天下足る」と言われるほど揚子江流域は食糧の豊富なところで、大量の食糧が燕京に運ばれていたが、方国珍は倭寇や自らの船を動員して燕京への米塩船を押え、元の海運根拠地劉家港に突入して、元の運送船を焼き払い、山積みされた糧秣を略奪した。このため、燕京は食糧が欠乏し、身に錦繡をまとった貴族たちさえ、飢餓に苦しむありさまで、この年の飢餓者は百万人を超えたという。

同時に宋の再興を願う紅巾賊も、倭寇と結んでいることを宣伝することで勢力を拡大するなど、元の統制は破局を来たしていた。元の滅亡が直接倭寇に結びつかなくても、倭寇と結んだ反乱軍が、倭寇と結びつくことで有利になっていたようだった。

明の太祖、南朝の征西府に禁寇を求める

倭寇と結びついていた方国珍・張士誠は結局、元の懐柔で身を滅ぼした。元にかわって登場してきた明の太祖朱元璋は張士誠・方国珍の残党と組んで大陸沿岸を侵す倭寇には困り、新王朝の成立を告げ、あわせて倭寇の禁圧を求めた。しかし、このころの倭寇は懷良親王の配下であり九州南朝の有力な軍備調達源であったので、明の倭寇禁圧の求めは黙殺された。

太祖は再び使節として、寧波の天寧寺の祖闡と南京の瓦官寺の克勤の二僧を日本に送った。二僧は洪武六年（南朝・文中一三三三）六月来日し、京都に赴き、將軍義満に会った。義満は明との交易の希望があり、太祖の求めに応じて倭寇禁圧を了承した。使節の二僧はさらに帰途征西府に懷良親王を訪ねて大統曆と皇帝の下賜品を贈った。しかし、懷良親王との間はずまく行かず、洪武十三年（南朝・天授六一三三〇）には、征西府の使節と明の高官との陰謀が露見する事件が発生し、怒った太祖が征西府に日本討伐の軍を差し向ける文書を届けているが、これに対し懷良親王は反発の書を送った。

「臣聞く、三皇極を立て五帝宗をゆずると。思うに中華にして主あり、豈、夷狄にして君なからんや。乾坤は浩蕩足り。宇宙は寛洪たり。諸邦を作り分守す。蓋し天下はすなはち天下の天下にして一人の天下に非ず。……」

足利義満、明の國書で日本國王扱い

將軍職を子義持に譲り花の御所にいた義満は、応永八年（一四〇二）五月、九州商人肥富某の勧めで肥富と僧祖阿を明に派遣した。義満の使節の明朝への朝賀は明帝を喜ばせ、翌応永九年（一四〇二）八月、明は答礼使を送り國書を呈した。その國書に「爾日本國王源道義……」

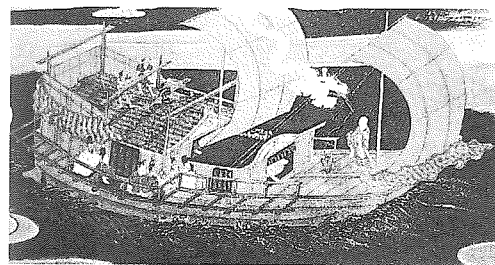
とあり、属国あつかいされるのも意に介せず、返書に「日本國王臣源表……」ではじまる書を届けている。

これもひとえに、国交成立による交易の利を得ようとしたためであつたろう。明は交易に当たっては、朝貢貿易をたてまえにしており、臣属国の物資の朝貢に対して明銭を与えることが多かった。明銭は洪武銭、永楽銭などであつた。これは戦国時代、盛んに使われた。義満はその明銭を得ることで莫大な利益を得ることになった。さらに私貿易については、明国は臣属国の許可された商人のみに認めることとし、その証として臣属国に勘合符という割り印を与え、それを携行させることにしていた。これで義満は、勘合符の受領者としても明との交易を自由に統制できる立場になつていた。

室町後期、松浦沿岸は日・明連合の大倭寇の基地となつた。
嘉靖の大倭寇

朝鮮においての明宗十年（弘治元一五五五）の達梁城事件の発端は、濟州島に漂着した明船の三百余名が食糧を求めて上陸したのを、朝鮮の官憲が倭寇と間違えて殺害したことであつたが、難を逃れた者の取り調べで、この事件の被害に遭つたのは半数が日本人で半数が中国人であり、海賊の王直の徒党であることが判明した。明国年号嘉靖期（一五三二一五六）の大陸の倭寇には多数の中国流民が加わつていた。

嘉靖期の明国の政治は腐敗し治安は乱れ、流民はちまたに満々たるありさまで、加えて官兵の質は低下していった。『籌海図編』には「士兵の兇狂狂燥なること、倭奴に十倍するをや」と記し、兵部尚書張時敏は「寧ろ倭賊に遇うも、客兵に遇うなかれ。倭に遇えば猶、避くべくも、客兵に遇えば生を得ざるが如し」と言つていた。



遣明船。勘合符貿易が行われていた（佐賀県版『歴史資料集』より）

このような大陸に対して日本国内は、応仁の乱後の戦乱が一日もやすみなく続き、国内で志を得ない者は勢い海外へ活路を求めていく時代であつた。

海外に出ていった者の当初の目的は交易であつたが、勢いのおもむくまま武力を背景にした倭寇に転じていった。それは時と共に激しさを増し、それに追隨する大陸の偽倭も現われ、大陸への倭寇の被害は拡大されていった。「わが国の賊船はみな八幡宮の幟を立て、洋上に出て西蕃の貿易を侵して財産を奪う。それゆえその賊船を八幡船と呼んだ」（『南海通記』）とあるように倭寇は船に八幡大菩薩と書いた幟を立て、大陸沿岸を荒らし回つていた。

注 南海通記＝享保四年（一七一九）香西成資が書いた本。倭寇のことを述べている。

この期、倭寇の巨魁として記録されている者に王直と徐海がいる。いずれも明国人であつた。王直は交易船の船主として来日し、ある時は松浦（馬子）に屯し、ある時は平戸に屋敷を構え、倭寇を大陸に案内し、大船団を組み、大陸沿岸で劫掠をほしいままにしたという。

平戸の『大曲記』には「平戸印山寺屋敷に唐様の屋形を構え、王直と言へる者住居したり」と記している。平戸及び五島に二千余人の部下をもち、平戸松浦党とも手を結んでいた。

彼の大陸侵寇で知られるのは嘉靖三十二年（日本暦・天文二二一五五三）の大侵寇である。彼は日明連合の船団数十を糾合して浙江に進み、各隊は



倭寇八幡船が使っていた八幡大菩薩の旗（平戸市、松浦史料館蔵）

分散して各地に侵寇した。まず、昌国衛を破り、大倉を犯し、上海県を手中におさめ、楊子江を遡^{のぼ}って江陰乍浦を攻め、金山衛、崇明・常熟を攻め、翌年は大倉から蘇州を攻め、松江を掠^{かす}め、呉江から嘉興を掠め、そして川沙窪、拓林を本拠として四方を侵略している。

彼が嘉興で明の総督軍と戦った時千九百余人の戦死者を出している。「明史」はこの戦いについて「大抵倭は十の三にして、倭に従う者十の七、倭、戦えば則^{すなわ}ちその掠むる所の人を駆りて軍鋒^{ぶつ}たらしめ、法嚴にして人皆死亡す」と述べている。王直の率いる倭寇の中にいかに偽倭が多かったかを知ることができる。

この大遠征後、王直は大戦艦を造り、明国に攻撃を加え、向かう所敵なしの暴れ方であった。当時の浙^{せつ}閩^{もん}総督は策略を以て王直を誘い出し、殺害することに成功した。

巨魁^{きょけい}の王直を始末したことで倭寇の脅威は衰えたと考えられたが、事實は反対で倭寇の猛威ははげしかった。討倭將軍俞大猷は「王直、日本に在りては一捕吏のみ。倭の来ると否とは彼に預からず」といわしめるほど、倭寇の侵寇はやまなかった。



倭寇図

王直とほぼ同時に倭寇と提携して中国を侵寇していた中国人の巨魁に徐海^{せうかい}がいた。徐海は日本の和泉、薩摩、肥前、肥後、漳州、対馬の諸賊を率いて嘉靖三十四年(弘治元一五五五)正月、浙江一带を荒らし回った。この徐海も桐郷包圍中、胡宗憲らの策略に乗せられ、仲間割れをしている間に攻撃されて全滅し姿を消した。

王直、徐海が殺されたことは大船団を組む倭寇にとっては大打撃であったが、それでも倭寇は衰えず、侵寇を続けていった。

倭寇姿を消す

嘉靖三十九年(永祿三一一五六〇)、倭寇^{わこ}は大勢力で江南地方を焚掠^{ふんりやく}し蘇州に達している。また嘉靖四十一年(永祿五一一五六二)倭寇は温州にはいり興化府を囲み、これを陥れている。しかし、この倭寇も各地を荒し回っているうち、絶えまない明国軍の攻撃にあい勢力を弱め、最後は南明国においつめられ大損害を受けて、大陸沿岸から姿を消した。これ以後、倭寇は立ち直れなかったのか、大倭寇の出現はなく、豊臣秀吉の海賊禁止令で終わりを告げた。

またこの後、西欧の船が日本近海に姿を見せ始めると倭寇の一派は東南アジアへ船を進め、私的貿易を始めた。フランシスコ・ザビエルを日本に導いた弥次郎は、もともとは日本海賊の一人だったと言われている。

この嘉靖の大倭寇が松浦沿岸や壱岐、対馬を根拠地としていたことは事実であるが、松浦党一族が主導権をとっていたか、または一味に加わっていたかは明らかでない。当時日本の各地は所領の奪い合いと覇権の行方を巡って血みどろの戦いを続けていた戦国時代。一日でも所領地を離れると所領を奪われるという状態であり、容易に倭寇となれる状況ではなかった。岸岳城の波多氏が壱岐を占拠したが、壱岐を留守にすれば他氏に乗っ取られる恐れがあり、そのため以後壱岐の倭寇活動が一時見られなくなったのが良い例であった。しかし、倭寇に港や資材を提供すればその見返りが期待できたので、倭寇を黙認していたろうことは十分考えられることでもあった。

第十二項 朝鮮渡来の文化財

古くから朝鮮半島と交流のあった上松浦地方に朝鮮文化が渡来したことは明らかであるが、交流の歴史が語られるわりに、その遺物は残っていない。わずかに鏡神社蔵の楊柳^{ようりゅう}観音画像と恵日寺蔵の朝鮮鐘、それに唐津市山

田の青銅製の阿弥陀如来座像が顕著な存在となっている。

これらの伝来物は、現在までは倭寇の活躍と結びつけて語られているが、それを裏づける確実な証拠資料は発見されていない。

三者とも、歴史的にも美術史的にも価値が高いもので、松浦の歴史には欠くことのできない文化財である。

楊柳観音画像

元朝暦・至大三年（日本暦・延慶三＝一三二〇）高麗王妃王叔の祈願により高麗王宮画主金祐文らが制作したものである。これを裏づけるように高麗史は王叔妃が自分の叔父の供養のため、仏画を

寺に納めたと記している。長さ一丈八尺（約五・五尺）、横九尺（約二・七尺）の超特大の絹本彩色のもので、現在傷みを修復して、国の重要文化財に指定され、佐賀県立博物館が保管している。

この画像は僧良賢が浄財をもつて

購入し、日本の南北朝末期の北朝年号・明德二年（二三九一）鏡神社に寄進したものである。以来、明治初期に至るまで、毎年一回、特別の会場を設営して開帳したことが鏡神社の記録に記されている。それが明治初期の廃仏毀釈の渦にまきこまれ、保管不十分のため破損もひどくなり、第二次世界大戦後やっと修理が加え



揚柳観音像（昭和46年国指定の重要文化財）。いたみがひどく、昭和47年夏から3カ年かけ、京都国立博物館の国宝修理所で修復した。修復費5百万円かかったという。

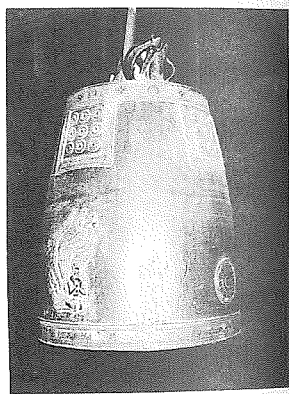
られて日の目を見ることが出来た。

恵日寺の朝鮮鐘

鏡山西麓の恵日寺に国の重要文化財指定の朝鮮鐘がある。九州に現存する八口の朝鮮鐘の一つで、

紀年銘「大平六年」がある。

恵日寺鐘の特徴は、旗挿し上に三個の珠を載せ（現在は二個を欠く）筒状の旗挿しは貫通し、五小節の簡素な雷文繋ぎ文を鑄出し、竜は旗挿しに沿って前曲し、小珠をくわえた口部は笠形より離れ、右足を前上方に左足を後上方に伸ばし、脚の付け根より雷文の幅一・五寸の板が旗挿しに付着しながら後斜上に立つ。



恵日寺（唐津市鏡）の朝鮮鐘

笠形は界圈内に大形蓮弁を放射状に配し、周囲に唐草文を繞らす。上下帯は共に宝相華、緜花球、十字花球を繞らす。唐草文で囲む乳区は三重同心円の九乳を入れ、十二弁の二重蓮花文の二個の撞座は竜頭方向にあり、左右に踞座合掌の同形の天人を配し、撞座と天人中間下帯上に位牌形銘区がある。

この銘は

「大平六年丙寅九月日河

清部曲北寺鐘 鐘 卷 軀 入

重百二十一斤棟梁僧談曰」

と、記す。大平六年は契丹聖宗大平六年で、高麗顯宗十七年（一〇二五）、日本の万寿三年に当たる。河清部曲は慶尚南道済州で、現在の巨濟島を示す。

『松浦拾風土記』によれば、恵日寺はもともと天川にあつたが、鏡村半田に移り、矢作を経て現在地に移築されている。恵日寺が矢作から移つたのは戦国時代とされるので、この鐘がどの寺に最初に納まつたかは明らかでない。

この鐘は口径五一・四センチで、重さ二二二キほどである。

この鐘とは別に半田常楽寺にもほぼ同じ大きさの朝鮮鐘があつたが、それは旧勝楽寺にあつたもので、破れ鐘となつて、現在ドイツに流出している。なお、旧勝楽寺鐘には追銘が次のように陰刻されていた。

「奉施入勝楽寺追鐘一口

右意趣者天長地久国土四海静謐

殊僧応信檀那沙弥妙賢心中所願皆令満足

法界衆生平等利益而已

応安七年甲寅十一月日 願直沙弥妙賢敬白」

応安七年（北朝年号、南朝・文中三〇一三七四）は南北朝末期である。

山田の阿弥陀如来座像

法量全高六三センチ、顔高二〇センチ、顔幅一五・八センチ、肩幅二二センチ、膝高一二センチ。

青銅鑄造仏で、高麗仏としては九州本土では唯一のものと思われる。『松浦拾風土記』には、「山田薬師由来、岳音寺、山田村寺部田九兵衛と言う者の屋敷内に、唐金の座像の釈迦有り、（中略）、後に、奉彫造、嘉暦三年戊辰十月廿日」と記す。嘉暦三年（一三三二）は鎌倉末期で、これと類似の高麗仏は対馬・豊岐、鷹島に現存するのみである。

これらの文化財は鎌倉末期から南北朝期にかけて朝鮮半島から渡来したと思われるので、倭寇と結びついて渡

来したと即断する者もいる。しかし、朝鮮半島では高麗時代は仏教があつく保護されていたのに反し、朝鮮国成立とともに儒教が崇敬され、仏教は弾圧されるありさまであつた。つまり、日本における明治初年の廃仏毀釈の世情と似た事態が朝鮮半島にも出現し、そのおりで、これらの文化財が日本にきたものと思われる。

値賀神社の渡来仏

なお、このほかに、昭和六十二年十月、本町内値賀神社から発見された諸仏像の中に、明らかに新羅仏と認められるものが一体ある。この仏像は高さ一二センチ、台座高二・九センチの小型立

像青銅仏だが、前記の山田の阿弥陀如来座像とほぼ同じ時代の渡来仏とみられている。もともと値賀神社は、松浦党の一員であつた佐志氏の分流・値賀氏が氏神として信仰していた今岡権現の後身か、今岡権現も合祭したものとみられている。古



値賀神社の新羅仏(玄海町下宮)